

岡山市における個別避難計画の作成について.

2023年3月時点

岡山市危機管理室



岡山市 避難行動要支援者

検索

岡山市危機管理室HPに 関連情報を掲載しております。



自主防災組織の概要



<自主防災組織とは>

自主防災組織とは、地域住民がともに協力して、自主的な防災活動を行う組織です。



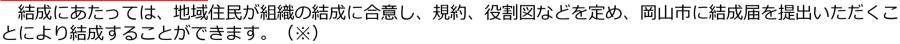
平時には、避難のための地域の体制づくりに取り組みます。 防災知識の普及啓発、防災訓練、地域の防災安全点検の実施、防災資機材の整備・点検などを行います。 いざ災害が起こった時には、住民が力を合わせて避難誘導や避難の声かけ、初期消火、負傷者の救出・ 救護、さらには避難所の運営などを行います。

<なぜ自主防災組織が必要なの?>

特に大規模災害が発生した時には、行政の支援には限界があり、個人の避難行動は自助・共助に頼ることとなります。 阪神・淡路大震災では、助かった方の約8割が近隣住民により助け出されたという報告があるほか、岡山市内で平成最悪の浸水被害が発生した平成30年7月豪雨災害では、住民同士の避難の声かけにより、市内で亡くなった方はいませんでした。 このように、いざという時に災害を乗り越えるためには、日ごろから、防災活動をはじめとしたコミュニティ活動をとおしてお互いに助け合う地域づくりを行っていただくことが重要であり、こうした共助の中心となるのが自主防災組織です。

<自主防災組織を結成しよう!>

自主防災組織は地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいことから、<mark>岡山市では町内会や連合町内会を単位として結成されています。</mark>



手続きの詳細については、岡山市危機管理室にご相談ください。



※結成届の様式は岡山市危機管理室のHPに掲載しております。



避難行動要支援者名簿の概要





概要

- 避難行動要支援者名簿とは、要介護認定3以上や身体障害者手帳1・2級を所持する方など、 一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、 地域の避難支援等関係者に提供しているもの。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となった。

内容

■名簿の対象者(施設入所者は除く)

- 要介護認定3~5を受けている人
- 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者 (心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- 療育手帳Aを所持する知的障害者
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用して いる精神障害者
- 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- ア〜オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

注:「カーの要件に基づき名簿への掲載を希望する場合は、本人等から 危機管理室へ名簿登録申請書(※)を提出。※危機管理室HPに掲載

■名簿に記載される事項

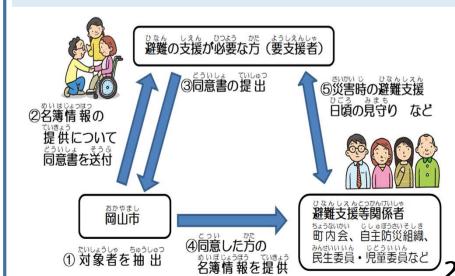
本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難 支援を必要とする理由など

■名簿の提供先(避難支援等関係者)

学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、 自主防災組織、民生委員・児童委員、岡山市消防局 など

名簿作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平常時から関係者へ 名簿情報を提供することについての、同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- 4 同意していただいた方のみを掲載した「避難行動 要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
- ⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、 見守りや、個別避難計画の作成に活用。





R5年度名簿の作成から提供までの流れなど



1 名簿の作成から提供までの流れ

※すでに提供済の名簿は令和3年12月ごろに 関係者に提供しているもの。

令和4年度

10~11月ごろ

対象者の抽出

令和4年10月1日を 基準日 として、岡山市 が保有する情報から 対象者を抽出 12~1月ごろ

対象者への同意確認

令和4年12月上旬に 対象者に対し、<u>同意</u> 確認用の文書を郵送 し、返送してもらう 2~3月ごろ

該当町内会・ 民生委員の確認

同意が得られた方の該当する町内会・民生委員の確認のため、各学区・地区安全・安心ネットワーク、各地区民生委員・児童委員協議会に確認用名簿を送付

令和5年度

4~5月ごろ

地域や関係機関への名簿提供

名簿の 活用

各学区・地区の安全・安心ネットワーク や民生委員・児童委員等に名簿を提供し 計画作成等にご活用いただく

2 各地区の町内会、民生委員・児童委員への名簿提供方法

(1) 町内会への名簿提供方法(①or②)

- ①各学区・地区の安全・安心ネットワーク を通じた提供
- ②各学区・地区の連合町内会・単位町内会への直接の提供

(2) 民生委員・児童委員への名簿提供方法

各地区民生委員・児童委員協議会を通じた提供

※名簿の提供にあたっては、提供先の団体と岡山市とで個人情報の提供に関する 覚書を交わします。

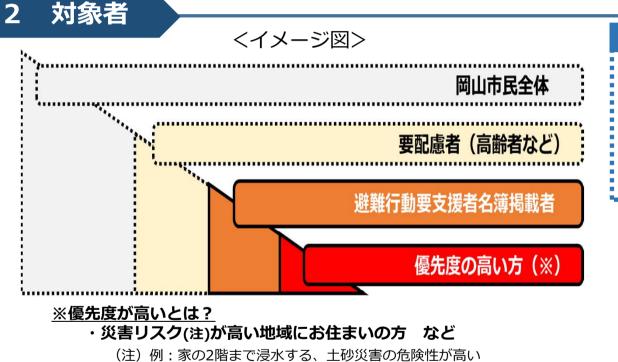
個別避難計画の概要





1 概要

- 個別避難計画は、高齢者や障害者等の<u>自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに</u> 作成する<u>避難支援のための計画</u>
- <u>令和3年5月に災害対策基本法が改正</u>され、計画作成が市町村の努力義務となった。



岡山市避難行動要支援者名簿の対象者(施設入所者を除く)

- ア 要介護認定3~5を受けている人
- イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を
- 所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ウ療育手帳Aを所持する知的障害者
- 工 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、 地域定着支援を利用している精神障害者
- オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- カ 上記以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人

ポイント①

避難行動要支援者名簿に 掲載されている方が対象

ポイント②

まずは優先度が高い方から 作成を進めていく

3 計画の作成

- <u>市町村が主体</u>となり、地域の<u>自主防災組織</u>や<u>民生委員・児童委員、医療・保健・福祉の</u> <u>専門職</u>などの<u>関係者と連携して作成</u>。
- 現時点で<u>優先度の高い避難行動要支援者</u>について、<u>概ね5年程度での作成完了</u>を目指す。



自主防災組織を中心に作成する場合の個別避難計画の様式



注:計画作成委託事業により福祉事業者が作成する場合には

この様式ではなく福祉事業者作成様式を使用

				個別	避難計画				(記入例
ふりがな	おか	やま	た	ろう	生年月日	大郎	●年	●月	●日 (●●歳
氏 名	岡	Ш	太	思	性別	(男) .	女 •	その他
住 所	岡山市 •	E (1-1-	-1		-11		
避難時に配慮 しなければな らない事項	☑ 危険なこ	や歩行か ない (見	ができた えにく	(ii) E	音が聞こえな 言葉や文字の] 顔を見ても知	理解が難し		ない	
同居家族等	ロその他 なし・配偶を その他	子・	父母・	祖父母・	孫 本人 連絡先	•••			● (自宅)
	氏名(団体名)	ভেগ্যা	(金) (金)	が、物意	花 子	(妻)			
緊急時の 連絡先①	住 所	岡山	कि की	X • •	1-1-1	(同居)			
	連絡先	メールフ	アドレン		000.000	番号2:••	• ••••		(議事)
	氏名(団体名)	(3)0)#7	(2) お		一郎	(息子)			
緊急時の	住 所	岡山	I₩•	X • •	2-2-2				
連絡先②	連絡先	メール7 その他	PFU:	なと (00	●●● ●● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			0000	東 郡)
特記事項	普段は1階	の寝室	玄関	を入って	E面の部屋)で している。(●			ンター)
	氏名 型#8.RUHtsa	(6927)	85	災 だ	かし(近隣住民)	7	支援できる	る場合は	ます。問題家族 、家族の情報を
避難支援者	住 所	112-117	111000		1-2-3	1			構いません。
情報①	連絡先	メール7 その他	PFU:	ス: ••• など (••		••			朱 明)
避難支援者情報②	氏名	(3.05%	3)				•••		
	住 所	岡山	ांचे ा	X • • •	●●地内			<u> </u>	
	連絡先	メールフ	PFU:	ス: ••• など (••	•∌••.•••.				場合は、団体単 が考えられます。
	避業	性先等情	報論	立置・経路・	移動するまでの注	怠するべき!	「項など		
県道●●線 ・避難の際に	、 整戒 (を通り、息 は、持ち出 起き上がる)	ル3の 子の自宅 し袋に多 怒には、	高齢とお	者等避難 難する。 薬手帳、 支える必	●小学校 」が発令され/ 眼鏡、健康保 要があり、移	険証を入れ	て持参	する。	

様式の取り扱いについて

- ▶現行様式は、初めて個別避難計画の作成に取り組む方で あっても取り組みやすいよう、内容を簡素化。
- ▶現行様式に含まれていない情報であっても、支援にあたって必要となる情報もあると考えられることから、例えば、各地域で必要な情報を付加するなど、独自の様式を使用することも可能。

岡山市危機管理室HPに様式データを掲載しております。



岡山市 避難行動要支援者

検索



福祉事業者が作成する場合の個別避難計画の様式(福祉事業者作成様式)



計画作成委託事業により福祉事業者が作成する場合には、以下の福祉事業者作成様式を使用。

○【おもて面】=A欄:本人に関する情報(※必須)、B欄:避難支援に関する情報(※必須)を記載。

○【うら面】 = C欄:避難の仕方(※必要に応じて使用。できれば記載することが望ましい。)

その他:計画に関する留意事項への同意の署名欄、作成事業所情報を記載。(※必須)

<u>○おもて面</u>



○ うら面

與害	住まいの状況**	選求の影験性 主移	災害の危険性 建波の危険	単性 高瀬の危険性
與害		□ なし 3 □ なし		回なし
與害	SEE SEC. B.		(警戒区境内) 口 あり	m 口 あり
種別	(1)	さこに (凝雑 美)	難と	どうやって (検動方法)
学館	回転割の選挙の選挙	□ 在宅鍵軸 (□ 2階以上 □ 報度・知人宅 □ ホテ □ 二般経難所 □ 福祉	ル・簇籠 四 監解の答	□ 後歩 (革代す答案) □ タクシー等
大闹	・候補①:「高齢者等避 ・候補②:息子が対応が ・候補③:自宅外への避難	 ○ 医療福祉サービス	へ、息子と一緒に、車で遊難。 近隣の方と一緒に、徒歩(車) がり、山側から離れた部屋に移	
8	日本語の接近が予想	□ 在宅遊難 (□ 2階以手		口 後基 (能性)整
107	される場合	□ 親族・知人名 □ ホテ	ル・旅館 □ 近所の方	□ タクシー等
智嵐	_	□ 医療福祉サービス □ る場合、息子宅へ、息子と一緒!	こ、車で避難。(息子が迎えに	
のなんのしたことんい	無れがおさまったら □ 津渡の到達が予想 される第合 ・地震名生後、揺れがおさ ・自宅に戻れない場合は、	□ 親族・知人宅 □ ホテ □ 治教護難所 □ 福祉 □ 医編鑑祉サービス □ ままったら、●●小学校へ、近野恵子宅へ、恵子と一緒に、東		
6	(4) 個別避難計画	□ 衣類・スリッパ	☑ <すり・お<すり手帳	ler .
	Total and a second	□ 衣装・スリッハ	Acapt to the control of the control	10
			☑ 医療品・医療機器	
便建		□ 歯磨き・洗顔・タオル	☑ 健康保険証・医療受給者証	
を持ち	□ ペットボトルの水	□ 歯磨き・洗顔・タオル	☑ 健康保険証・医療受給者証☑ 介護保険被保険者証	
を持って		□ 歯磨き・洗顔・タオル		27
を持って	□ ペットボトルの水□ 現金・通帳・印鑑・身分	□ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	☑ 介護保険被保険者証□ 障害者手帳	
持っつ	 ✓ ペットボトルの水 ☑ 現金・透帳・印鑑・号分 ☑ 家・車の合鍵 ☑ 輩記用具・メモ帳 	☑ 歯磨き・洗顔・タオル② 入れ歯・洗浄液☑ 収鏡・コンタクトレンズ☑ 補助器	□ 介護保険被保険者証 □ 障害者手帳 □ ティッシュペーパー・ ウエットティッシュ ー ラップ・新聞紙・	П
を持って		☑ 歯鳴き・洗顔・タオル② 入れ曲・洗浄液☑ 設鏡・コンタクトレンズ☑ 補助粉	 ☑ 介護保験被保険者証 □ 障害者手帳 □ ウエットティッシュペーパー・ウェッナ・新規紙・フップ・新規紙・ファルミホイル 	
を持って	 ✓ ペットボトルの水 ☑ 現金・透帳・印鑑・号分 ☑ 家・車の合鍵 ☑ 輩記用具・メモ帳 	 ☑ 歯磨き・洗練・タオル ☑ 入れ曲・洗浄液 ☑ 炭峡・コンタクトレンズ ☑ 捕締勝 ☑ 簡易トイレ・オムツ ☑ 車手・ビニール手換 	□ 介護保険被保険者証 □ 障害者手帳 □ ティッシュペーパー・ ウエットティッシュ ー ラップ・新聞紙・	



令和3年度モデル事業概要

令和3年度内閣府個別避難計画作成モデル事業(市町村事業) 「岡山市逃げ遅れゼロを目指す防災戦略 ~みんなの命をつなぐプロジェクト~」



概要

- ○個別避難計画の効果的・効率的な作成手法等の確立のため、**内閣府において、全国の34市区町村が参加しモデル事業を実施**。
- ○岡山市においては、災害リスク等の地域特性の異なる市内3地区をモデル地区とし、地域性に応じた取組手法を検討。
- ○はじめから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じて計画作成プロセスの構築を進める。

1 モデル地区

○ 市内3か所のモデル地区は以下の通り。



操南学区	洪水浸水想定:2~5 m		
(中区)	これから作成に取り組む地域		
城東台学区	高齢化が進む大規模開発団地		
(東区)	作成に着手し始めた地域		
千種学区 (東区)	洪水浸水想定:2~5m、5m以上 土砂災害警戒区域:58か所 昨年度から、作成に着手している地域		

2 令和3年度のスケジュール

○ モデル事業のスケジュールは以下の通り。

時	岡山市								
期	全体	操南学区	城東台学区	千種学区					
5月	モデル事業応募								
6月	モデル事業スタート								
0/3				対象者訪問					
7月		対象者訪問	対象者訪問	調整会議					
8月	説明会①②	調整会議							
9月	説明会③~⑦		地域向け説明会						
10月	説明会⑧~⑩	避難訓練	調整会議						
11月	今後に向けた 検討		※今後、避難訓練を 実施予定	避難訓練					
~	-								
3月	とりまとめ								

3 モデル地区の取組内容

- 各地区の自主防災組織や民生委員等を中心に取組を実施。
- 取組の基本的な流れは、
 - ①訪問・聞き取り→②調整会議→③避難訓練

という3つのステップ。

○ <u>ケアマネジャー等の専門職にも参画</u>してもらい、福祉サービスを活用した事前避難を検討するなど、より実効性の高い避難方法 や効果的・効率的な取組手法の確立に向けて取り組んだ。

訪問

問・聞き取り

対象者宅を訪問し、取組内容について説明するとともに、本人の状況について聞き取り等を行う。 (計画書の記入を依頼する場合もある)



■モデル事業により見えてきたこと 普段から本人の状況をよく知る民生委員と一緒に訪問 →本人にとっては、話しやすく、理解も得られやすい ことが分かった。

本人・家族や支援者となる近隣住民、自主防災組織、民生委員、ケアマネジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容、避難方法等を話し合う。検討内容を踏まえ、様式に必要事項を記入し、計画書を作成。



■モデル事業により見えてきたこと 関係者が集まって話をすることで**具体的な支援内容等** の認識が共有でき、顔の見える関係の構築につながる ことが分かった。

作成した計画に基づいて避難訓練を行う。



調整会議



■モデル事業により見えてきたこと 実際に避難を体験することにより、計画内容の 検証ができ、より実効性の高めることができる。 訓練自体が地域住民と顔を合わせる機会となり、 地域のつながりづくりの場となることが分かった。



モデル事業における福祉関係者の強みが活きた場面



対象者への訪問・聞き取りにおける福祉関係者の強みが活きた点

<当初の課題>

要支援者に対して訪問・聞き取りを行う際、自主防災組織のメンバーだけだと普段からなじみのないため、うまく話をしてくれない<u>。</u>

<モデル事業での工夫>

<u>日頃から見守り活動をされている民生委員・児童委員などに訪問に同行して</u>もらうことや<u>事前に計画作成について説明</u>していただくことで、<u>本人にとっ</u>ても話しやすく、理解を得られやすくなった。



自主防災組織と民生委員とが 一緒に訪問している様子

調整会議における福祉関係者の強みが活きた点

<当初の課題>

個別避難計画の内容を検討するうえで、自主防災組織のメンバーだけだと本人の状況やどういった支援が必要なのかが分からない。

<モデル事業での工夫>

ケアマネジャーの方に調整会議に参加してもらうことで以下のような効果があった。

- ・本人・家族の代弁者として、本人の心身の状況や生活実態等について的確な説明ができ、支援者側がより丁寧に理解できる。
- ・<u>ショートステイ等の福祉サービスを利用した事前避難などを活用についても検討できる</u>。
- ・<u>ケアマネジャーにとっても、普段接点のない地域住民とのつながりを持つ機会と</u>なり、平時の支援にも活きる。



対象者の家族や近隣住民、自主防 災会、民生委員、ケアマネジャー、 行政機関の関係者が集まり、 調整会議を行っている様子



モデル事業における調整会議の概要



会議の目的

- ○本人・家族の状況の理解
- ○参加者同士の顔の見える関係性づくり
- ○計画内容の検討・共有
- ○平時から災害への備えを行い、お互いに助け合う意識の共有

参加者の役割と想定される主体

○計画を立てる対象者

例) · 本人、家族

注:あくまで例であり、必ずこれらの主体が 全て出席するものではない。

実際の参加者は、必要に応じて個別に判断。

○避難に協力してくれる人

- 例)・親族や友人、知人
 - ・近隣住民
 - ・自主防災組織や町内会(自治会)
 - ・NPOやボランティア など

○本人・家族の状況をよく理解している人

- 例)・民生委員・児童委員
 - ・ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職 など

○防災的な観点で避難に関する助言ができる人

- 例)・講習を受けた自主防災組織の関係者や福祉専門職
 - ・市の職員
 - ・その他、関係機関 など

○会議の進行役

- 例)・自主防災組織や町内会(自治会)
 - ・民生委員・児童委員
 - ・ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職
 - ・市の職員
 - その他、関係機関 など



会議の流れ

<目安時間> 計画1件あたり20~40分程度

①自己紹介

→各々の参加者からひと言ずつ自己紹介を行う。

②会議の趣旨・目的の説明

→会議の目的を簡単に説明し、関係者間で共有する。

③本人・家族への心身や生活状況についての 聞き取り

→本人・家族に心身や生活状況について聞き取りを 行い、必要な支援の内容について現状を理解する。

④計画内容の検討・共有

→③の内容を踏まえて、いつ、どこに、誰と、どの ように、何を持って避難するかを確認する。

<u>⑤まとめ</u>

→会議全体を振り返りつつ、今後に向けて平時から 災害への備えを行い、お互いに助け合うことを確認。 全てを一度に決めきろうとしすぎず、課題が出た 部分は引き続きの検討や訓練等の実践を通じて 検証していくことを確認。



実効性の確保に向けた避難訓練の実施



避難訓練の目的

- ○計画内容の実践・検証
- ○参加者自身の災害への備えの意識の向上
- ○本人・家族や支援者、避難先などの関係者間での認識共有
- ○参加者同士の顔の見える関係性づくり

1. 中学生ボランティアなどの多世代が参加したまち歩きやワークショップなどを組み合わせた訓練

- 計画を作成した要支援者本人も参加し、地域全体で避難訓練を実施。
- 中学生ボランティアや公民館職員などの多様な主体が参加し、多世代のまち歩きやワークショップなどを実施。

1)安否確認用タスキ掲示訓練

→訓練当日朝に 災害時の安否確認用に 自主防災会で購入した 共通のタスキを 家の玄関先に掲げる。



2) 避難経路確認訓練

→班ごとに避難先までの経路を歩き、 危険箇所や避難先の設備などを確認。







3) 公民館職員による

防災グッズ作成講座

→近隣の公民館の 職員が身近なもので 防災グッズを作成 する講座を開催。



4)振り返りワークショップ

→避難経路確認時に気づいたことや今後の課題などについて共有。







2. 公民館の要配慮者スペースや福祉避難所への直接の避難を想定した訓練

- 近隣の公民館に一般避難所を開設し、要配慮者用スペースへ避難を実施。
- 近隣の特養に福祉避難所を開設し、家族や地域住民の避難支援により、直接避難を想定した受入訓練を実施。

<u>1) 避難誘導訓練</u>

自主防災組織と消防団 とが連携し、要支援者 の自宅を回り、避難の 呼びかけを実施。



2) 一般避難所での対応

公民館の和室に要配慮 者用スペースを設置。 受入完了後、避難生活 の長期化を想定し、保健 師による健康観察を実施。



3) 福祉避難所での対応

福祉避難所への直接避難 を想定した受入を実施。 災害時に使用する簡易 ベッドや施設内の設備を 体験。



4)訓練の振り返り・課題検討会

避難訓練参加者で、 訓練全体の振り返りを 行い、今後の課題などに ついて共有。





計画作成の促進に向けた説明会等の開催



概要

- ○計画作成の促進に向けて、全市の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々を対象とし、 計画の必要性や実際に計画作成を進めている地域の取組などをテーマに<mark>説明会を開催</mark>。
- ○<u>地域や関係機関に出向いて個別の出前講座を実施</u>するなど、<u>作成促進に向けた働きかけを実施</u>。

1. 全市を対象に個別避難計画作成についての説明会を開催

1 概要

- ■開催時期 令和3年8月~10月ごろにかけて計10回開催
- ■参加対象者 全市の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員など
- ■内容
 - ・市からの説明(個別避難計画関係)
 - ・有識者による基調講演
 - ・モデル地区での取組紹介
 - ・登壇者によるパネルディスカッション
 - ・市からの説明(避難所関係)

<u>2 説明会の様子</u>







2. 地域や関係機関に出向いて個別の出前講座の開催

1 概要

- ■開催時期 自主防災組織や民生委員・児童委員、地域包括支援センター などの関係機関等からの個別の要望に応じて随時開催
- ■参加対象者 各地区の自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、 地域包括支援センターやケアマネジャー等の福祉関係者など
- ■内容 (要望に合わせて内容を調整)
 - ・市からの説明
 - ・動画の放映やワークショップ
 - ・質疑応答 など

2 出前講座の様子







- ■まずは個別避難計画のことを知ってもらうことを重視し、説明会等を通じて行政からの積極的な発信を行う。
- <u>各地区ごとの取組に対しては、出前講座の機会を活用し、個別事情に応じた助言を行う</u>などのフォローを実施。
- <u>オンライン方式を取り入れるなど開催方式を工夫しつつ、コロナ禍であってもできる限り多くの機会を確保</u>。



モデル事業を通じて見えてきた課題とR4年度の対応方針



目指す もの ○<u>自主防災組織を中心としつつ、医療・保健・福祉の専門職等とも連携し、</u> 実効性の高い避難支援体制の構築を目指す。

I 計画作成の「体制」に関する課題

- ■自主防災組織が未結成の町内会に対する結成促進、 計画作成の取組への支援
- ■医療・介護依存度の高い方の計画作成には、 ケアマネジャー等の医療・保健・福祉の専門職の 参画がなければ、地域のみでは対応が困難

Ⅱ 計画作成の「方法」に関する課題

- ■自主防災組織等に対する具体的な計画作成方法や 個人情報の取扱い等への理解促進
- ■医療・保健・福祉の専門職に対する計画作成方法や 防災知識等への理解促進

Ⅲ 計画内容の「実効性」に関する課題

- ■関係機関同士の連携体制や情報共有の促進
- ■課題解決のための継続的な検討

今年度の取組方針

- ■避難支援体制の核となる自主防災組織の結成・活動の 促進を図る。
 - →災害リスクの高い地域を中心に自主防災組織未結成の町内会に 対し、個別の出前講座等による働きかけを実施。
 - →自主防災組織による計画作成を進めるため、作成件数に応じた 助成金の上乗せを行い、更なる強化・活性化を図る。
- <u>医療・保健・福祉の専門職の参画を得るための仕組み</u> の構築を図る。
 - →参画の仕組みとして福祉事業者への計画作成委託事業を実施。

今年度の取組方針

- ■具体的な計画作成方法等に関する理解促進を図るため の仕組みの構築を図る。
 - →自主防災組織や福祉事業者に対し、作成手順等をまとめた 手引書の配布や説明会の開催等により、働きかけを行う。

今年度の取組方針

- ■関係機関の連携や情報共有、課題解決を図るための 仕組みの構築を図る。
 - →庁内外の防災と医療・保健・福祉等の関係機関による課題解決 や情報共有の場を設置する。 12



自主防災組織を中心に作成する場合の個別避難計画作成の流れ



○ まずは対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。○ さらなる取組が可能な場合には、関係者間での話し合い(調整会議)や避難訓練などを実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。



さらなる取組が可能な場合

関係者間で話し合い(調整会議)や避難訓練の実施



地域関係者向け個別避難計画作成の手引き



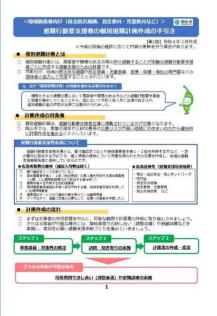
1 概要

○岡山市危機管理室では、自主防災組織や民生委員・児童委員などの地域関係者の皆さま向けに、 個別避難計画の作成の流れやポイントなどについてまとめた「地域関係者向け避難行動要支援者の 個別避難計画作成の手引き」(第1版:令和4年3月)を作成しています。

2 内容

- 個別避難計画の制度紹介
- 計画作成の流れ
- 個人情報の取扱いのポイント

など





<手引きのイメージ画像>

3 入手方法

岡山市危機管理室(岡山市保健福祉会館8階)で配布しているほか、 岡山市HPにてPDF版データを公開 しております。



岡山市 避難行動要支援者

検索



自主防災組織への活動運営費助成金の拡充について



- 岡山市では身近な地域での「共助」が災害時の避難活動につながるよう、自主防災組織の結成 促進及び活動活性化のための助成制度を実施しております。
- 令和4年度より新たにこの助成制度のうち、活動運営費助成金において計画作成数に応じた 上限額の加算を行っております。
- 単位町内会が結成した自主防災組織が個別避難計画を行った場合には、市へ提出された 計画1件あたり3千円が加算されます。
 - ※個別避難計画作成よる加算は連合町内会が組織した自主防災組織は対象となりません。

(A)通常枠2万円

助成条件:防災訓練、もしくは防災学習会を年1回以上開催

(B)上乗せ部分3万円

助成条件:次のア・イのいずれかを実施すること

- ア. 地域住民の共助による避難体制の構築に関する活動
- イ. 避難所運営に関する活動
 - 例)・声かけ等による避難誘導・安否確認の訓練
 - ・高齢者など災害時要配慮者などが参加する、避難訓練・避難所運営訓練
 - ・「避難所利用者登録票」を使った避難所運営訓練

<u>(C)個別避難計画の作成に対して、</u> 提出件数1件あたり3千円を上限額に加算

助成条件:避難行動要支援者名簿に掲載された方について、 個別避難計画を作成すること。

<加算の例> 【A + B の活動を実施】 ⇒上限額:50,000 【個別避難計画5件作成】 ⇒加算額:15,000円 【活動に要した経費】 ⇒80.000円 の場合 加算による上限額=交付額 65.000円 町内会 加算額 基本上限額 負担額 15.000円 50.000円 15.000円



| 岡山市 | 自主防災組織



令和4年度地域向け個別避難計画作成についての説明会



地域における避難行動要支援者の個別避難計画の作成への取組を推進するため、地域の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々向けに、その必要性や作成方法、地域における取組事例などをテーマとした説明会を開催。

1 開催概要

■開催日程

- (1) 令和4年10月8日(土) 13時~15時 岡山ふれあいセンター大ホール
- (2) 令和4年10月9日(日)13時~15時 岡山市勤労者福祉センター5階体育集会室
- (3)令和4年10月15日(土)13時~15時 岡山市南消防署3階研修室
- (4) 令和4年10月16日(日) 13時~15時 百花プラザ多目的ホール

■参加対象者

連合町内会、単位町内会、自主防災組織、 安全・安心 ネットワーク、民生委員・児童委員 岡山市内関係機関 など

■内容

(1)個別避難計画の作成について(50分程度)

内容:個別避難計画作成の必要性、作成方法など

講師:危機管理室職員

(2) 内閣府「個別避難計画作成モデル事業」

実施地域による事例発表

(各回2地区からの発表を実施:各25分程度)

内容:モデル事業での取組内容、取組による効果など

講師:モデル事業実施地域代表者

全体2時間

2 当日の様子と説明資料・録画映像の視聴等



説明会にご参加いただけなかった方にもご覧いただけるよう、 当日の説明資料及び説明会の様子を撮影した動画を岡山市危機 管理室HPに掲載いたします。(右記QRコードもしくはインタ ネットで下記のキーワードを検索してください。)

岡山市 個別避難計画作成についての説明会

検索





内

令和4年度岡山市個別避難計画作成業務委託事業の概要



概要

ケアマネジャーや相談支援専門員等の専門職がかかわっている方については、本人との信頼関係や専門的知見の活用が期待できる専門職 の協力を得て本人の心身の状況等を踏まえた計画を作成すべく、専門職が所属する福祉事業者に対し、計画作成を委託する。

○契約形態

専門職(※1)等が所属する福祉事業者(※2)との委託契約(単価方式)

- ※1)ケアマネジャー(介護)、相談支援専門員(障害)等を想定
- ※2) 居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅 介護事業所(介護)、計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所(障害)等を想定
- ○業務内容 以下の「2 具体的な業務内容」にて詳述。
 - ■基本業務:対象者や家族へのアセスメント(訪問・聞き取り)、計画書の作成
 - ■加算業務:調整会議の開催
 - ※業務内容ではないが、可能な範囲で作成した計画に基づく避難訓練の実施を推奨

○基本業務部分【3.500円/1件】

基本業務を完了した際に支払う金額

〇加算業務部分【3,500円/1件】

基本業務に加え、加算業務を実施した際に加算する金額

O1件あたりの総額(基本+加算) 【7,000円/1件】

※国が想定する計画作成経費(7,000円/1件)に合わせ、 7,000円に設定

2 具体的な業務内容

前

基 本 業

務

1. 本人への作成の同意確認

- ○市が主催する個別避難計画作成研修を受講し、計画作成に必要 な知識を身につける。(オンライン受講)
- ○市から依頼のあった作成対象者について計画作成の有無を確認 し、作成についての同意を得る。

2. 本人へのアセスメント(訪問・聞き取り)の実施

- 〇本人・家族に対しアセスメントを実施し、避難方法や支援が必要 な内容などを整理する。
- ○本人・家族へのアセスメントを通じて、当事者の防災意識の向上 を図るとともに、備蓄や持ち出し品等の自助として必要な備えを 整理する。

3. 計画書の作成

- ○アセスメントの結果を踏まえて、具体的な避難方法等を整理し、 岡山市指定の様式により個別避難計画を作成する。
- ○本人・家族に対し、作成した計画書を渡し、写しを市に提出。 内容については、必要に応じ平時のケアプラン等に追記しておく。

加

務

支援

者

実

践

報

4. 調整会議の開催

- ○本人・家族や避難支援者、自主防災組織、民生委員、ケアマネ ジャー、行政関係等の関係者が集まり、本人の状況や支援内容 、避難方法等を話し合う。
- ○調整会議の結果を踏まえ、計画内容を追加・修正する。

推

5. 避難訓練の実施

- ○業務内容ではないが、計画書に基づき、避難訓練を実施する ことを推奨する。
- ○訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、計画内容を追加・修正する。